

## 特別支援学校設置基準の改善に関する意見書（案）

令和3年9月24日に、特別支援学校設置基準（以下「設置基準」という。）が公布され、総則及び学科に係る規定については令和4年4月1日から、編制並びに施設及び設備に係る規定については令和5年4月1日から施行されることとなった。

この設置基準は、特別支援学校を設置するために最低限必要な基準であり、学校設置者は特別支援学校の編制、施設及び設備等の水準の向上を図るよう努めなければならないとされている。

また、公布に当たっての文部科学省からの通知において、在籍者数の増加により慢性的な教室不足が続いている特別支援学校の教育環境を改善する観点から設置基準を制定すると述べられており、このことは重要な意味を持つものである。

しかし、教育環境を改善するとしながらも、現状で問題が生じている既存校については、当面の間、なお従前の例によることができるとされており、また、学校の過大化・過密化を防ぐために不可欠な児童・生徒数の上限も示されていない。

一つの教室をカーテンで仕切り2学級で使用したり、図書室や音楽室などの特別教室が普通教室に転用されて無くなっていたり、狭い敷地に校舎を増築し運動場が狭小になっている現状を改善し、全ての子どもたちが良好な教育環境で落ち着いて学べるようにするために、既存校における問題の解消時期を明確にするなど、設置基準の一層の改善が求められる。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、特別支援学校で学ぶ子どもたちの教育環境を改善し、教育を受ける権利を保障するために、次の事項を実現するよう強く要請する。

- 1 設置基準を既存校へ早期に適用するとともに、その時期を明確にすること。
- 2 良好的な教育環境の確保が可能な規模として、設置基準において1学校当たりの児童・生徒数の上限を示すこと。
- 3 設置基準を満たさない学校の解消のために国の補助制度等の拡充を図る

こと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年10月 日

東京都議会議長 三宅 しげき

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
文部科学大臣

} 宛て